

江府町農業委員会委員申込書

令和5年3月1日

江府町長 白石 祐治 様

(申込者) 住 所江府町大字江尾 5 0 2 番地氏 名江府 太郎印連絡先7 5 — 6 6 2 0

江府町農業委員会の委員のとして、下記のとおり応募します。

記

ふりがな	こうふ たろう				性別	
氏 名	江 府 太郎				男 • 女	
生年月日	昭和45年4月15日(満4	(満46) 職		農業		
住 所	江府町大字江尾502番地					
	☑認定農業者					
認定農業者等の区分 (いずれかに図をいれてください。)		□認定農業者に準ずる者 ※2				
		□該当	なし			
経歴及び農業・鳥取西部農業協同組合 平成 23 年 4 月 1 日から現在 理事						
経営の概況	・平成24年4月から認定農業者 水稲7ha、大豆4ha 耕作					
	・認定農業者として、農地の利用集積・集約化について自ら規模拡大を実践し、精力的に活動してい					
	వ .					
応募理由	・地域農業や農家情報に精通しており、担い手への農地集積や耕作放棄地の未然防止・解消等、農業					
	委員会業務に貢献できると考える。					
	・これまでの職歴、農業経験等から地域の信任を得ている。					
江府町農業委員会農地利用最適化推進委員						
の募集に応募しているか否かの別						
(どちらかに⊿を	□ ☑ 応	が好しい	\ \\Z\			

- ※1 推薦者(団体)のある場合は、江府町農業委員会委員推薦書(様式第2号)についても併せて提出してください。
- ※2 認定農業者に準ずる者
- (1) 認定農業者(個人) 又は認定農業者(法人) の役員等であった者
- (2) 認定農業者の行う耕作又は畜養の事業に従事し、その経営に参画する親族
- (3) 認定就農者(法人の場合は役員等)
- (4) 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画に位置付けられた農業者であって、当該農業委員会の区域の農業において 中心的な役割を果たすことが見込まれる者(法人の場合は役員等)
- (5) 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的な立場にある者として地方公共団体に認められた農業者
- (6) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づき市町村が作成する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者(法人の場合は役員等)